

第15回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成30年8月24日（金） 午後2時より

会議の場所 久々野支所 多目的室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第29号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 報第30号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取り下げについて |
| 日程第5 | 報第31号 | 農地法の規定に基づく許可処分の一部取り消しについて |
| 日程第6 | 報第32号 | 地籍調査事業の成果による地目変更について |
| 日程第7 | 議第106号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第8 | 議第107号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第9 | 議第108号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第109号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第11 | 議第110号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第12 | 議第111号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第13 | 議第112号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |

日程第14 議第113号 農用地利用配分計画（案）について

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 齊、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤善明、道上 修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

下田初秋

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：橋本哲夫、農地主事：林義一、飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、畜産課長：丸山浩一、
書記：水橋 靖、木戸脇良昭、尾形博司、農地相談員：森本和彦

職務代理	ただいまより第15回高山市農業委員会を開催いたします。 本日は、13番下田委員より欠席報告があり、出席委員は19名中18名で過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。 続きまして、会長より挨拶を願います。
会長	先の台風は思ったより風が吹いて少し心配しましたが、TVで見た様なひどい被害はなかったことで少し安心しました。8月にも関わらずこのような風が吹くと今後が心配になります。 今年感じたことですが、すごく稗が多いような気がします。稗の種は翌年に芽を切らず忘れたところに発芽するようなことも聞いたことがあり、天候も関係あるのかなと思うこの頃です。 酒米はもう10日もすれば稲刈りが始まります。たかやまもちも来週には稲刈りを始めなければならぬくらい進んでいます。 また、夜明けも5時では少し暗いかなと思えるようになっていきます。このような時期が体では非常に疲れが出やすいですので、皆様方にはどうか体調を崩さないよう気を付けてください。

今回も多くの議事があります。また、総会、協議会終了後役員会を予定しています。どう宜しくお願い致します。

職務代理

ありがとうございました。
それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 14番 道上委員と15番 清水委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第29号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

林農地主

今回は55法人のうち6法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
以上、6件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第30号 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて を議題とします。
事務局の説明を願います。

木戸 脇 記 今回は、2件の報告となります。
（取下げる許可の種類と時期、取下げ理由を説明）
以上 2件の報告をさせていただきます。

議長 報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 報第31号 農地法の規定に基づく許可処分の一部取消しについて を議題とします。
事務局の説明を願います。

木戸 脇 記 今回は、2件の報告となります。
（一部取消す許可の種類と時期、取消理由を説明）
以上 2件の報告をさせていただきます。

議長 報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第6 報第32号 地籍調査事業の成果による地目変更について を議題とします。
事務局の説明を願います。

水橋書記 地籍調査の成果により地目変更があったもののうち農地に係る案件の報告になり、従前の筆数は131筆です。
（調査前の土地の表示及び調査後の土地の表示の見方、うち農地の筆数、面積を説明）
以上、報告いたします。

議長 報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第7 議第106号 農地法第3条の規定によ

る権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明を願います。

木 戸 脇
書 記

本日は、2件の上程です。
本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。
(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)
(その他の説明)
1番は、一般法人のため解除条件付の賃貸借設定となります。
以上、2件 田畑11筆で合計 5,547.18 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第8 議第107号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇
書 記

今回は、6件の上程です。
最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあつては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

(その他の説明)

4番の案件については、面積規模から高山市まちづくり条例による手続きが必要となります。

以上、6件、田畑8筆で 計 4,693.35 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第108号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 本日は13件の上程です。

書 記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

3番については面積規模から高山市まちづくり条例による手続きが必要となります。

以上 13件、田畑24筆 11,438.3 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上
使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当と
して意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第10 議第109号 農地転用許可後の事業計
画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたしま
す。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 今回は2件の上程です。
書 記 (下線表示している計画の変更内容を説明)
以上2件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意
見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定
します。

続きまして、日程第11 議第110号 現況農地でないものの
証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 今回は1件の上程です。
書 記 非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でな
い土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年
以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明
等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、
認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている

		<p>年を説明)</p> <p>以上1件、ご審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。</p> <p>続きまして、日程第12 議第111号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
尾形書記		<p>本日は2件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。</p> <p>(受人について認定農業者の旨、経営内容、受け手の作付け予定作目、貸借の存続期間及び新規の旨を説明)</p> <p>以上、2件 田2筆 2,653 m²についてご審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。</p> <p>続きまして、日程第13 議第112号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
尾形書記		<p>本日は3件についての上程です。</p> <p>農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑3筆 9,008 m²について、新規10年から15年の賃貸借権を設定するものです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。

続きまして、日程第14 議第113号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は3件についての上程です。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借の旨と存続期間を説明)

以上、3件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認とします。

以上で本日本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第15回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時10分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

道上 修 委員

清水 直喜 委員
